たまねぎ	４月から10月まで	607～ 653	710～ 764	499～ 579
	11月から翌年３月まで	677～ 728	791～ 851	634～ 713
トマト	７月から11月まで	522～ 566	628～ 679	341～ 427
	12月から翌年６月まで	671～ 727	808～ 871	379～ 495
なす	７月から11月まで	165～ 177	191～ 205	189～ 204
	12月から翌年６月まで	97～ 105	113～ 121	110～ 119
にんじん	４月から７月まで	237～ 255	260～ 280	155～ 188
	８月から10月まで	249～ 268	273～ 294	198～ 228
	11月から翌年３月まで	347～ 373	380～ 409	272～ 315
ねぎ	４月から６月まで	68～ 73	94～ 101	83～ 92
	７月から９月まで	76～ 82	105～ 113	94～ 103
	10月から翌年３月まで	239～ 257	332～ 357	309～ 337
はくさい	４月から６月まで	88～ 94	110～ 118	110～ 118
	７月から９月まで	119～ 131	150～ 164	149～ 164
	10月から12月まで	291～ 313	364～ 392	364～ 392
	翌年１月から３月まで	202～ 217	253～ 272	253～ 272
ばれいしょ	４月から６月まで	518～ 525	576～ 583	326～ 383
	７月から９月まで	389～ 394	432～ 437	245～ 287
	10月から翌年３月まで	944～ 956	1,048～1,062	595～ 698
ピーマン	６月から10月まで	60～ 64	74～ 80	63～ 70
	11月から翌年５月まで	67～ 72	83～ 90	70～ 78
ほうれんそう	４月から６月まで	63～ 68	76～ 82	66～ 73
	７月から９月まで	41～ 44	49～ 53	41～ 46
	10月から翌年３月まで	148～ 159	179～ 193	164～ 180
レタス	４月から５月まで	90～ 98	111～ 120	110～ 120
	６月から10月まで	195～ 211	240～ 259	239～ 258
	11月から翌年３月まで	143～ 156	176～ 192	172～ 189

公　告

諸　事　項

公示送達

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条ただし書き及び第３項の規定､第56条に基づき、以下のとおり公示する。

平成 25 年３月 15 日

厚生労働大臣　田村　憲久

審査請求人　長野県松本市筑摩１－２－３
高橋　晴子

上記の者に送達すべき平成18年６月13日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。

平成 25 年３月 15 日

厚生労働大臣　田村　憲久

（備考）裁決の主文及び年月日

裁決の主文　本件審査請求はこれを却下する。

裁決年月日　平成22年３月19日

審査請求人　大阪府大阪市淀川区西三国１－７－31メゾン新大阪403号
金田　雅義

上記の者に送達すべき平成21年８月31日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。

平成 25 年３月 15 日

厚生労働大臣　田村　憲久

（備考）裁決の主文及び年月日

裁決の主文　本件審査請求はこれを却下する。

裁決年月日　平成23年３月31日

審査請求人　東京都足立区谷中１―11―１―401
眞鍋　　敏

上記の者に送達すべき平成21年12月25日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。

平成 25 年３月 15 日

厚生労働大臣　田村　憲久

（備考）裁決の主文及び年月日

裁決の主文　本件審査請求はこれを却下する。

裁決年月日　平成23年10月５日

審査請求人　東京都江戸川区中央２－３―19―211
三浦　由弘

上記の者に送達すべき平成22年２月６日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。

平成 25 年３月 15 日

厚生労働大臣　田村　憲久

（備考）裁決の主文及び年月日

裁決の主文　本件審査請求はこれを却下する。

裁決年月日　平成23年10月５日

審査請求人　東京都八王子市八木町３―15―602
山下　光子

上記の者に送達すべき平成22年１月５日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館（厚生労働省）517号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第２項ただし書き及び第３項の規定により公示する。

平成 25 年３月 15 日

厚生労働大臣　田村　憲久